

【新規取得講習について】

1 受講対象者

受講申込み時において、次のいずれかに該当する方

- (1) 最近5年間に受講しようとする講習の警備業務の区分（以下「当該警備業務の区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である方
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている方
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員の方で、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している方
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した方
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員の方で、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している方

2 受講申込みの手続き

(1) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署（県外に住所を有する方は、熊本県内の最寄りの警察署）に受講者本人が申し込んでください（郵送による申込みは受け付けません。）。

(2) 受講申込みに必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通（顔写真を貼付）

イ 添付書類

前記1の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

(ア) 前記1(1)に該当する方

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記1(2)に該当する方

1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記1(3)に該当する方

2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記1(4)に該当する方

旧1級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る検定合格証の写し

(ウ) 前記 1 (5) に該当する方

旧 2 級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る検定合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(3) 受講手数料

新規取得講習を受けようとする方は、次に掲げる額を熊本県収入証紙により、警備員指導教育責任者講習受講申込書提出時に納入してください。

ア 1 号（施設）警備業務・・・・・・・・・47,000 円

イ 2 号（雑踏・交通誘導）警備業務・・38,000 円

ウ 3 号（運搬）警備業務・・・・・・・・・38,000 円

エ 4 号（身辺）警備業務・・・・・・・・・34,000 円

3 留意事項

- (1) 受講手数料は、受講申込書提出後において申込みを取り下げた場合又は受講しなかった場合でも返還しません。
- (2) 受講申込みに際して、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参して下さい。
- (3) 各講習の最終日に筆記の方法による修了考査を行い、各講習の課程を修了したと認められる方に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (4) 講習は、一般社団法人熊本県警備業協会（熊本市中央区水前寺 6 丁目 3 6 番 1 1 号）に委託して行います。

4 問い合わせ先

○ 熊本県警察本部生活環境課

（電話 096－381－0110 内線 3183）

○ 最寄りの警察署生活安全課（係）

○ 一般社団法人熊本県警備業協会（電話 096－381－2016）